さくら市農業委員会総会議事録（令和４年５月定例総会）

１．開催日時　令和４年５月２４日（火）午後１時３０分から午後３時５２分

２．開催場所　さくら市役所第２庁舎２階第１・２会議室

３．出席委員（１７人）

会長	１８番	齋藤　敏一
会長職務代理者	１９番	石田　多美子
委員	２番	古澤　一郎
	３番	小林　功
	５番	伊藤　喜章
	６番	片岡　純雄
	７番	小菅　和彦
	８番	小林　薫
	９番	大谷　伸二
	１０番	加藤　幸治
	１１番	関　　誠
	１２番	千野根　友治
	１３番	柴山　昇
	１５番	石塚　良男
	１６番	小林　義和
	１７番	七久保　勉
	２０番	手塚　智枝子

（※７番　小菅　和彦　議案第４号番号１番 以降出席）

４．欠席委員（１人）　１４番　石原　功江

５．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２
- 議案第１号　農地移動適正化あっせん申出について
- 議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第５号　農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
- 議案第６号　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第７号　　耕作放棄地の非農地通知書交付について
議案第８号　　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検･評価について
議案第９号　　令和４年度最適化活動の目標の設定について
報告第１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第２号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出書について

６．農業委員会事務局職員
事務局長　　　大竹　宏委
係長　　　　　大山　昌良
主査　　　　　髙野　洋

７．農政課職員
主事　　　　　小竹　章裕

８．会議

事務局	大竹	定刻になりました。 現在の出席委員は１６名で、１４番　石原　功江委員が欠席、７番　小菅　和彦委員が遅れて出席するという連絡がありましたので、定足数に達しており総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	齋藤	皆さんこんにちは。今日は暖かいですが、寒い日が続いていて、今年は梅雨入りが早いみたいで少し心配なんですけれども、田植えも一段落して１年の中でも一番良い時期で心も穏やかでいられる時期かと思います。そんな中ご出席ありがとうございます。皆さんも新聞でご覧になっていると思いますが、今までずっとお話ししていた人・農地プランが先週国会で成立しまして、来年の４月施行で、これから１年間多分現場で誰が何をやるべきか等を詰めていくと思うのですが、今日、事務局からの連絡事項で話が出て、皆さんのテーブルにも資料があるのですが、先月の総会で活動報告書の記入の仕方の説明を受けたのですが、すでに変更があるということです。私たち現場の意見を反映して、将来の農業のためになるような施策になってほしいと心から思います。今日の総会は、通常案件は少ないのですが、皆さんの意見をいただく内容が多いので、慎重審議をお願いいたします。 それではただ今からさくら市農業委員会５月定例総会を開会い

		たします。よろしくお願いいたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第５条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	齋藤	それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会よりご報告をお願いいたします。 まず最初に、第１調査会の委員長さんからお願いいたします。
２番	古澤	本日午前１０時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第６号４件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。続きまして、第２調査会の副委員長さんお願いいたします。
１１番	関	本日午前９時３０分より１名欠席で書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第１号１件、議案第４号３件、議案第６号２件でございます。詳細につきましては担当委員より後ほど説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。続きまして、第３調査会の委員長さんお願いいたします。
１７番	七久保	本日午前１０時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第２号２件、議案第３号１件、議案第４号１件、議案第７号１件、合計５件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。それでは続きまして、第４調査会の委員長さんお願いいたします。
６番	片岡	本日午前９時３０分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。、案件といたしまして議案第２号１件です。詳細に

		つきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。１５番の石塚良男委員、１６番の小林義和委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議案第１号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	（議案第１号番号１番について、朗読して説明する。） この土地について、売買の相手方をあっせんしてほしい旨の申し出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第１０条の規定に基づき、２名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、あっせん委員の選出ですので、第２調査会の副委員長より指名をお願いいたします。
１１番	関	あっせん委員といたしまして、７番 小菅委員と２０番手塚委員を指名いたします。
議長	齋藤	それでは、議案第１号 番号１番のあっせん委員は、７番 小菅和彦委員、２０番 手塚智枝子委員を指名いたします。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	（議案第２号番号１番について、朗読して説明する。） この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたいします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

9番	大谷	案内図２－１をご覧ください。（申請の場所を説明する。） この案件は譲渡人○○外１名から譲受人△△は推進委員なのですが、△△に買ってくれないかという話があったそうです。実際は２０数年来△△が耕作していて、○○から買ってほしいということで話がまとまりました。今月の２１日に農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても現地を確認し問題ないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第２号番号１番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第２号番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第２号番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	（議案第２号番号２番について、朗読して説明する。） この件につきまして補足いたします。別に配付した資料営農計画書をご覧ください。賃借人△△は農地が無いため、今回、農地を貸借して農業に新規参入するという案件になっております。 営農計画書について。法人が農地法第３条の許可を受けて農地を取得し、農業に新規参入する場合、許可要件を満たすかどうかの判断材料として営農計画書の提出を求めています。なお、本案件は所有権移転ではないため、農地所有適格法人である必要はないことを申し添えます。 １　現在の状況です。賃貸人の○○は賃借人の会社の従業員（代表取締役の父）であり、現在水稲を作付けしております。この土地について、賃借人は一般の法人であり、現在耕作している農地はありません。 ２　収支計画。収支計画について、作付予定作物は水稲です。作付

		け面積は31958㎡であり、10aあたり収量540kg単価150円、粗収益250万円、生産費用200万円　収益は50万円を計画しております。 ３　申請地の管理及び作業方法。水管理は自己管理とし、病害虫防除については個人防除を予定しております。 ４　農業用施設整備計画。「４　農業用施設整備計画」に関しては、記載のとおりとなります。 ５　農機具所有（購入予定）状況 　これに関しては、△△が所有する農機具はございませんが、〇〇より軽トラック１台トラクター1台、田植え機１台、コンバイン１台、乾燥機１台を借りることを予定しています。 ６　作付・管理計画。作付・管理等の作業時期については記載のとおりです。 ７　就労労働力の状況。これに関しては、△△の役員及び従業員が農作業に従事する予定となっております。△△は現在農業の実績はありませんが、農作業経験のある従業員と共に農作業に従事します。 　また、「農作業以外の日数」は記載のとおりです。 「８　通作方法」「９　資金調達方法」「１０　収穫物の販売、流通の方法」に関しては、記載のとおりとなります。 　つきましては、説明が長くなりましたが、営農計画書等から全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 　以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
１２番	千野根	案内図２－２をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 　内容につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 　先日の２３日に農地利用最適化推進委員さんと、また、本日調査会において申請の内容を確認し、現地調査をしてまいりましたが、問題ないと考えております。 　以上のような状況でございます。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第２号番号２番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第２号番号２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第２号番号３番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	（議案第２号番号３番について、朗読して説明する。） この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
１３番	柴山	案内図２－３をご覧ください。（申請の場所を説明する。） この案件は譲渡人○○が譲受人△△へ畑 263 ㎡を売買するものであります。５月１７日に農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日の調査会においても現地を確認し問題ないと判断しました。△△と今日偶然現場でお会いしましたが、以前から申請地の草刈り等を行っていたそうです。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第２号番号３番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】

議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第２号番号３番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。 番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	髙野	（議案第３号番号１番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約３．４ｈａで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第２種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
１２番	千野根	案内図３－１をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 内容につきましては、事務局の説明のとおりです。 先日の２３日に農地利用最適化推進委員さんと、また、本日調査会において申請の内容を確認し、現地調査をしてまいりましたが、問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第３号番号１番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第３号番号１番については、原案どおり承認されました。 【７番　小菅　和彦　委員　着席】
議長	齋藤	次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請につい

		て」を議題に供します。 　番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	髙野	（議案第４号番号１番について、朗読して説明する。） 　なお、農地区分は、都市計画法の用途地域（第一種住居地域）でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 　以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
３番	小林	案内図４－１をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 　この案件は、譲受人○○が譲渡人△△より土地を使用貸借し、一般住宅を建設する案件であります。 　転用行為の必要性についてですが、譲受人は現在さくら市内の○○○に自宅を持ち、妻と二人で生活しています。ともに６０代の年齢です。奥さんが運転免許証を返納し、既存の公共移動手段では不便ををきたしており、車を使わずに買い物や通院の可能なところへ転居したいと考え、今回申請しました。 　土地選定の理由につきましては、申請地は息子の舅が所有している土地で、話し合いがつきまして、居住目的で土地を使用する許可が得られたので申請しました。また、息子夫婦が近隣に住んでおり、自分たちの老後に介助等の手助けが必要となった際、頼ることも可能であることから選定しました。 　土地利用計画につきましては、建築物は一般住宅　１階建て。取水は、さくら市上水道より取水。排水は、さくら市下水道へ排水。雨水は宅地内にて浸透処理します。 　資金計画につきましては、支出は、造成費、建築費、事務費等、合計２０００万円となります。金融機関の残高証明書も添付されております。 　周辺農地への被害防除対策につきましては、東側に宅地、西側に宅地、南側に畑、北側に道路となっております。周辺農地への影響は軽微と思われますが、転用に際しては十分に注意します。そのような状況でございます。 　ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第４号番号１番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第４号番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第４号番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	髙野	（議案第４号番号２番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約３．４ｈａで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第２種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
１２番	千野根	案内図４－２をご覧ください。申請者は議案第３号事業計画変更申請地と同じですので案内を省略させていただきます。 転用行為の必要性についてですが、申請地は日当たりもよく太陽光発電に適した用地であることであり、国が目標とする脱炭素社会実現に向け再生可能エネルギーの健全かつ継続的な導入に貢献するためであります。 土地選定の理由につきましては、申請地については将来含めて日光を遮る建設物が建つ可能性が低く、日照条件が非常に良い太陽光発電施設に適した土地と判断しました。加えて、発電所の容量、国への認定条件、該当する関係法令、土地所有者からの売買契約を前提とした理解・賛同において全てクリアし、事業化できる貴重な土地であることから選定に至りました。 土地利用計画につきましては、〇〇番〇〇　雑種地ですが、先の事業計画変更にも出ましたが△△から使用承諾を受け、□□が太陽光発電として使用します。盗難及び進入防止のため、外周にはフェンスを設置します。雨水については自然浸透とします。地面には防水シート・砕石を敷設して、雑草の影響を軽減させま

		す。工事中、進入道路については、申請地南側に隣接している道から進入いたします。稼働後は年３回の除草作業と年１回の設備点検を行います。事業規模ですが、土地面積　１４，０４８㎡、パネルは１，３７８枚、パワコンは５０ｋＷ×７５０ｋＷ、年間想定発電量は９９１，６７５ｋＷｈです。 　資金計画につきましては、全額自己資金にてまかないます。金額は１０４，９０３，５９８円です。支出は合計９４，０３５，７９４円です。 　周辺農地への被害防除対策につきましては、周辺に農地は無いため、被害防除対策は必要ありませんが、隣接する太陽光発電所への影響を考え、土砂の流出が無いように整地を行い、必要に応じて土嚢やあぜ板等を使用します。 　先日の２３日に農地利用最適化推進委員さんと、また、本日調査会において申請の内容を確認し、現地調査をしてまいりましたが、問題ないと考えております。 　以上のような状況でございます。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	千野根委員にお願いがあるのですが、議案第３号との関係が分かりにくいので、当初の予定と変更後の計画は何がどう変わったのかを分かり易く説明してください。
１２番	千野根	案内図３－１をご覧ください。（当初申請の場所を説明する。） 　平成２７年に今回の申請地と、申請地の南側の土地も含めて太陽光発電設備設置の許可が下りましたが、〇〇や△△の許可の関係で申請地の南側の土地に規模を縮小し設置しました。今回、議案第３号の申請地と議案第４号番号２番の申請地をまとめて申請しております。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 　【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 　議案第４号番号２番について承認される方の挙手を求めます。 　【全員挙手】

議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第４号番号２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第４号番号３番について事務局の説明を求めます。
事務局	髙野	（議案第４号番号３番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、都市計画法の用途地域（第一種中高層住居地域）でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
７番	小菅	案内図４－３をご覧ください。（申請の場所を説明する。） この案件は、譲受人〇〇が譲渡人△△より土地を購入し、一般住宅を建築するという案件であります。 転用行為の必要性についてですが、申請人はさくら市内の実家にて夫婦で生活しておりますが、生活を営むにつれ手狭になり、この度住宅を新築したく今回申請おしております。 土地選定の理由につきましては、申請地は、必要最低限の面積３１５㎡を確保できること、道路に接しており車等の出入りが容易であること、三角形などの不整形地、又は傾斜地でないことなどの理由で、住環境の良い土地を探していた中で、等申請地の存在を知り、選定いたしました。 土地利用計画につきましては、木造二階建ての自己用住宅を建築します。北側の道路より進入します。汚水・排水については、合併浄化槽により処理後、宅地内に浸透処理しますので、周囲には影響を及ぼしません。 資金計画につきましては、借入金２７００万円で全てまかないます。 周辺農地への被害防除対策につきましては、申請地北側は道路、東側は畑、南側は畑、西側は畑ではございますが、現在すぐ東側と南側にグループホームを建設しております。西側は先月、宅地転用の案件がでております。今後は、北側以外は全て宅地となります。周りは、ほぼ宅地であり近くに農地はありませんので農地への影響はないと思われます。 一昨日、農地利用最適化推進委員さんと現地の確認し、本日の

		調査会においても問題ないと判断しました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 　議案第４号番号３番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第４号番号３番については、原案どおり承認されました。 　続きまして、議案第４号番号４番について事務局の説明を求めます。
事務局	髙野	（議案第４号番号４番について、朗読して説明する。） 　なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 　以上です。
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
３番	小林	この案件は上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。 　この案件は、譲渡人である〇〇が建売分譲を目的として農地法第５条の規定による許可を受けた土地でございます。今回の案件は、譲渡人から建売住宅の購入を予定している譲受人への所有権移転のための案件でございます。許可をすることは何ら問題ないと判断をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第４号番号４番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第４号番号４番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第５号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	大山	この議案は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。令和４年度 第２号　公告予定年月日は令和４年５月３１日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規６件、再設定１７件、農地中間管理権取得が１件、所有権移転が１件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第５号について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第５号については、原案どおり承認されました。 ここで暫時休憩とします。

（午後２時２０分から午後２時３０分までの間、暫時休憩）

議長	齋藤	それでは会議を再開します。 議案第６号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。 農用地区域除外の番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	資料は別冊となります。 農用地区域変更明細に記載がございます。除外が５件であります。 それでは、番号１番についてご説明いたします。（議案６号農用地区域除外の番号１番について朗読して説明する。） 資料の５ページ　案内図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 申出地は、○○○番○は周囲を、東が国有地を隔て宅地、西が道路、南が水路・道路、北が道路で囲まれた土地であり、△△△番△は周囲を、東が宅地、西が国有地を隔て□□所有地、南が水路・道路、北が宅地で囲まれた土地であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでありますが、６ページをご覧ください。事業計画書の「転用行為の必要性」にありますとおり、まず○○○番○についてですが、申出者は、現在、隣接地で建設業を営んでおり、事業規模拡大のため事務所、重機置場が必要であるという理由から、今回の申し出に至っております。△△△番△については、相続により土地を確認したところ昭和60年頃より庭園として利用していた申出地が農振農用地であり、農地への復元が困難であるため当申出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」でありますが、同じく事業計画書の２の「土地の選定理由」にありますとおり、申出者の所有する土地等を検討するも、適切な土地が見つからなかった等の理由から、選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてでありますが、同じく事業計画書の３の「土地利用計画」にありますとおり、○○○番○は取水は市上水道より取水、排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は、既存排水により処理する計画です。また、△△△番△は水の利用はありません。日照・通風への影響ですが、いずれの土地も直接農地に隣接しておらず、日照、通風への影響は少ないと考えられ

		ます。 資金計画については、総事業費 2,070 万円全額を自己資金で賄う計画となっております。 最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、駅から 300 メートルの範囲であるため第３種農地と判断し、○○○番○は農地法上の転用許可は見込まれるものと判断し、また、△△△番△については、20 年以上建物が建っている状況も確認できるため非農地証明の発行も見込まれるものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
８番	小林	（申請の場所を説明する。） 転用行為の必要性についてですが、亡くなられた○○の時代からの事業を申請者の△△が事業を拡大し手狭になったということで、今回の転用の必要が出てきました。 土地の選定理由につきましても、昭和６０年頃から使用しておりまして、土地利用計画も事務局の説明のとおりであります。 一昨日、私と農地利用最適化推進委員さんが申請者から現地の説明を受けまして、問題ないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第６号農用地区域の除外番号１番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第６号農用地区域の除外番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第６号農用地区域除外の番号２番について事務局の説明を求めます。

事務局	大山	番号２番についてご説明いたします。（議案６号農用地区域除外の番号２番について朗読して説明する。） 資料の３ページ、案内図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 申出地は、周囲を、東が農地、西が道路、南が農地、北が宅地の土地であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでありますが、4 ページをご覧ください。事業計画書の１の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者の娘夫婦は、現在、〇〇〇市にて△△△勤務をしており親子 3 人で生活していますが、実家に近い位置に住宅を建築することで、娘夫婦の子育ての手助けをすること、また高齢になる申出者が今後支援を受け安い環境を整えたいという理由から今回の申し出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」でありますが、同じく事業計画書の２の「土地の選定理由」にありますとおり、申出人が所有する土地は住居以外はすべて農地であるため、実家南西部に隣接する農地が周囲を宅地に囲まれ、隣接農地に大きな影響を及ぼすことはなく適地であるとの理由から選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてでありますが、同じく事業計画書の３の「土地利用計画」にありますとおり、取水は市上水道より取水、排水は合併浄化槽で処理後、排水路に放流し処理する計画です。雨水排水は、敷地内浸透処理する計画です。日照・通風への影響ですが、本計画で建築する住宅は木造 2 階建とし、高さは８ｍの建築物とするため、日照、通風への影響は軽微であると考えられます。 次に、11 ページの「土地利用計画図」をご覧ください。 土地利用計画については、木造 2 階建住宅１棟と駐車場 2 台分を確保する計画です。 資金計画については、総事業費 24,000,000 円であり、全額を金融機関からの融資にて賄う計画となっております。 最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第１種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 以上です。

議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
１１番	関	資料の３ページ、案内図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 転用行為の必要性についてですが、事務局の説明のとおり申出者の娘夫婦の住宅建設です。現在娘夫婦は□□□で、子ども１人と３人で○○○に住んでおります。日曜等が無い勤務形態のため、娘夫婦の子育ての一助となればと実家になるべく近い位置に住宅建築を計画しました。 土地の選定理由につきましても、周囲を宅地に囲まれ、形状も凸地であり、隣接農地に影響はないとないと思われます。 土地利用計画につきましては、周囲を擁壁で囲み、周辺の農地への土砂の流出は防ぎます。一般住宅であるため日照・通風の影響は軽微と考えます。 本日、現況を確認してまいりましたが、特に問題ないと判断しております。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第６号農用地区域の除外番号２番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第６号農用地区域の除外番号２番については、原案どおり承認されました。 この議案第６号に関しましては、書類審査、現地調査結果による担当委員さんの意見のみ発言していただいて、詳細な説明は事務局にお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。 続きまして、議案第６号農用地区域除外の番号３番について事務局の説明を求めます。

事務局	大山	番号３番についてご説明いたします。（議案６号農用地区域除外の番号３番について朗読して説明する。） 資料の５ページ、案内図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 申出地は、周囲を、東が道路、西が農地、南が用悪水路、北が用悪水路の土地であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでありますが、6 ページをご覧ください。事業計画書の１の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は、現在、○○市に本店がありますが、人口微増を維持するさくら市において比較的、宅地開発が進んでいる△△地区で建売分譲を計画し、魅力ある土地の有効利用をしていきたいという理由から今回の申し出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」でありますが、同じく事業計画書の２の「土地の選定理由」にありますとおり、申出地は□□□小学校の圏内に位置し、主要大田原氏家線に近接するが、交通量の少ない道路に挟まれているため通学の安全性が高く、就学児童を持つ世帯にとって、最良の場所であるとの理由から選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてでありますが、同じく事業計画書の３の「土地利用計画」にありますとおり、取水は市上水道より取水、排水は市下水道にて処理する計画です。雨水排水は、雨水浸透池にて処理する計画です。日照・通風への影響ですが、本計画で建築する住宅は 9 区画で木造 2 階建とし、高さは屋根の高さ除き 6.3mの建築物とし、西側農地から約 1.5m離して建築するため、日照、通風への影響は軽微であると考えられます。 次に、16 ページの「土地利用計画図」をご覧ください。 土地利用計画については、木造 2 階建住宅 9 棟と駐車スペース各 2 台分、雨水浸透施設、ごみステーション、開発道路を確保する計画です。 資金計画については、総事業費 220,600,000 円であり、全額を自己資金にて賄う計画となっております。 最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第１種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。

		なお、現在は１種農地ではありますが、令和５年度には、公共下水道が通る見込みとなり、ゆくゆくは３種農地のなる見込みであることを申し添えます。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
２番	古澤	ただいまの事務局の説明のとおりであります。 本日、書類及び現地調査、一昨日、地元農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、問題ないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第６号農用地区域の除外番号３番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第６号農用地区域の除外番号３番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第６号農用地区域除外の番号４番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	番号４番についてご説明いたします。（議案６号農用地区域除外の番号４番について朗読して説明する。） 資料の５ページ、案内図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 申出地は、周囲を、東が農地、西が農地、南が市道、北が農地の土地であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでありますが、６ページをご覧ください。事業計画書の１の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者の娘夫婦は、現在、〇〇〇町でアパートを借り、親子３人で生活していますが、子供が成長し、手

		狭になってきたこと、実家の祖父母や母も介護が必要となり支援できる環境を整えたいという理由から今回の申し出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」でありますが、同じく事業計画書の２の「土地の選定理由」にありますとおり、申出人が所有する土地を検討したところ条件に合う土地が見つからなかったが、祖母が所有する農地に住宅を建築する同意を得ることができたとの理由から選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてでありますが、同じく事業計画書の３の「土地利用計画」にありますとおり、取水は市上水道より取水、排水は合併浄化槽で処理後、敷地内で処理する計画です。雨水排水は、敷地内浸透処理する計画です。敷地内を 0.6m盛土し、周囲をＬ型擁壁で囲う予定です。日照・通風への影響ですが、本計画で建築する住宅は木造 2 階建とし、高さは８ｍの建築物とし、西側農地は建物から３ｍ、北側農地は 9m、東側農地は 7ｍ距離をとるため、日照、通風への影響は軽微であると考えられます。 次に、11 ページの「土地利用計画図」をご覧ください。 土地利用計画については、木造 2 階建住宅１棟と駐車場 3 台分、その他として倉庫等を確保する計画です。 資金計画については、総事業費 23,000,000 円であり、自己資金 1,000,000 円残額を金融機関からの融資にて賄う計画となっております。 最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第１種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
２番	古澤	ただいまの事務局の説明のとおりであります。 １１ページの図面を見ていただきたいのですが、建物の南側に田圃への乗り入れが４～５ｍの幅で確保されていますが、農地耕作者と地権者との話し合いでこのような形にしたということでした。 本日、書類及び現地調査、一昨日、地元農地利用最適化推進委

		員さんと現地を確認し、問題ないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。 特に無いようでしたら、みなさんにお話ししたいのですが、農政課と事務局にこの案件はおかしいのではないかという話をしました。農振農用地の真ん中でしかも、道路に一辺しか接していないのに除外になるのか等の話をしましたら、場所によって一辺接していれば良かったり、二辺だったり等の決まりがあるということなのです。今回の申請地は一辺で良いということです。せっかくなので、農政課の担当者に条件等を聞いてみたいと思います。 【農政課 小竹　入室】
議長	齋藤	農政課の担当の小竹さんに来ていただいたので、質問していただければ何でも答えていただけると思います。まず、一辺と二辺について説明していただきたいと思います。
農政課	小竹	農政課 農政係の小竹と申します。今回の農振除外の件について審議していただいて、ありがとうございます。 （農用地区域除外の考え方について説明）
８番	小林	農地の隅切りをとった進入路は現在水田なのですが、田植えは出来るのでしょうか。
農政課	小竹	既存の進入路があり、地権者と耕作者が同意しており、今後も進入路として使用したいということです。
７番	小菅	仮に進入路を無くして、田んぼの角の部分を除外申請した場合、許可になるのでしょうか。
農政課	小竹	田んぼの角の部分を除外申請した場合でも許可になります。 （農用地区域除外の考え方について説明）
１１番	関	これらの基準は、さくら市独自のルールなのか、栃木県は全部一緒なのか、全国で統一しているのか教えてください。

農政課	小竹	こちらの基準につきましては、栃木県でつくっている基準になります。法律自体は一つの法律に基づいていますが、あくまでも県の指導に基づく手引きに沿ったものでございます。
議長	齋藤	また何か分からないことがあれば、また確認したいと思います。ありがとうございました。
		【農政課 小竹　退出】
議長	齋藤	それでは採決に入ります。 議案第６号農用地区域の除外番号４番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第６号農用地区域の除外番号４番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第６号農用地区域除外の番号５番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	番号５番についてご説明いたします。（議案６号農用地区域除外の番号５番について朗読して説明する。） 資料の５ページ、案内図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 申出地は、周囲を、東が宅地、西が農地、南が山林、北が道路の土地であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでありますが、6ページをご覧ください。事業計画書の１の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は今後化学肥料及び米の集荷拡大、販路拡大を図るため、倉庫を新たに建設するという理由から今回の申し出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」でありますが、同じく事業計画書の２の「土地の選定理由」にありますとおり、申出人が所有する土地を検討したところ条件に合う土地として既存倉庫に隣接する土地が今後事業を展開していく上で必要という理由から選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてでありますが、同じく事

		業計画書の３の「土地利用計画」にありますとおり、取水、排水は倉庫のためありません。雨水排水は敷地内にて処理する計画です。 日照・通風への影響ですが、本計画で建築する倉庫は平屋建てとし、高さは6mの建築物とし、西側農地は建物から約6m距離をとるため、日照、通風への影響は軽微であると考えられます。 次に、12ページの「土地利用計画図」をご覧ください。 土地利用計画については、隣接の地目山林の土地と一体的に開発を行い、倉庫１棟、駐車スペース８台分、その他敷地として進入道路を確保する計画です。 資金計画については、総事業費55,000,000円であり、自己資金5,000,000円残額を金融機関からの融資にて賄う計画となっております。 最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第１種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において移住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
２番	古澤	ただいまの事務局の説明のとおりであります。 一昨日、地元農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日、書類及び現地調査を行いましたが問題ないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第６号農用地区域の除外番号５番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】

議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第６号農用地区域の除外番号５番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第６号用途区分の変更の番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	次は用途区分の変更となります。（議案第６号用途区分の変更の番号１番について朗読して説明する。） 資料２の３ページ、位置図をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 申出地は、○○小学校南東、約 1.0ｋｍ地点が申出地となっております。 次に、資料２　５ページの「事業計画書」をご覧ください。 利用予定者は、申請地付近で畜産業を営む者であり、現在も牛の肥育しておりますが、事業を拡大するとの理由から、今回の申し出に至っております。 「土地の選定理由」については、既存施設と隣接した土地であり、周囲への被害の発生はないと判断したという理由から選定をされております。 次に、「３.土地利用計画」をご覧ください。 土地利用計画については、○○○番○に倉庫１棟建築面積 368.5 ㎡、トラック 3 台他農業用機器を置くスペースとして合計 642 ㎡。倉庫の高さは 3mのため周辺農地への影響は軽微であります。 △△△-△は牛舎１棟建築面積 378 ㎡とその他で合計 747 ㎡。牛舎の高さは 4.2mありますが周辺農地の影響は軽微であります。 また、□□□□番は牛舎２棟、藁置場等合計で 6423 ㎡を整備する計画になっており、取水は隣接の既存施設より取水し、敷地内の雨水排水は敷地内浸透処理する計画です。 □□□□番は 30 ㎝盛土し、牛舎南側は農業用機械の通路として利用するためコンクリート舗装を予定しておりますが、それ以外は舗装はしないため雨水は敷地内浸透であり西側及び東側の土地改良区水路への問題はないと思われます。 資金計画については、総事業費 46,050,000 円全額を自己資金にて賄う予定となっております。 最後になりますが、用途区分変更後においても農地区分は農用地でありますが、「農業振興地域の整備に関する法律第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場

		合（農地法第５条第２項ただし書）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 　以上です。
議長	齋藤	担当委員の意見を求めます。
１６番	小林	ただいまの事務局の説明のとおりであります。 　２１日に、地元農地利用最適化推進委員さんと現地を確認し、本日、調査会において書類及び現地調査を行いましたが問題ないと判断しました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 　議案第６号用途区分の変更の番号１番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第６号用途区分の変更の番号１番については、原案どおり承認されました。 　次に、議案第７号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。 　番号１番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	（議案第７号番号１番について朗読して説明する。） 　案内図７－１をご覧ください。（場所の説明をする。） 　農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和３年９月１日です。 　以上です。
議長	齋藤	それでは担当委員の説明を願います。
９番	大谷	（場所の説明をする。）

		議案書の３７～３８ページが、その状況なのですけれども、 ２１日地元の推進委員さんと現地を確認し、葦が生えておりまして水浸しになっております。どこから入って良いか分からない状況です。農地への復元ができる状態ではありません。本日の調査会で協議、現地調査を行った結果、問題ないかと思いますので皆様のご審議をお願いいたします。 以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外、ないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第７号番号１番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第７号番号１番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第８号「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大山	それでは説明いたします。 平成28年４月１日施行の農業委員会等に関する法律一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。 本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。 それでは、「議案第８号　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」を御説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。

		はじめに、１ページ目の「Ⅰ　農業委員会の状況」については、令和３年４月１日現在のさくら市の農業の概要、農業委員会の体制について記載しています。 「Ⅱ担い手への農地利用集積・集約化」では、令和３年度の目標に対する実績について記載しております。集積目標 3138ｈａに対し、実績が 3202ha であり、102.04％達成しております。「３目標の達成に向けた活動」「４目標及び活動に対する評価」では市農政課と連携し農地中間管理事業を活用した利用権設定を推進し、新規面積として 180ｈａ集積されました。今後も農政課と連携し、新規面積の増加につなげるよう努めます。 　次ページ「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」では、令和３年度は１経営体が新規参入しました。 　次ページ「Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価」では、２の解消目標 5.5ha に対し、2.0ｈａ、達成し、農地利用状況調査では農業委員、最適化推進委員及び事務局で現地調査を行い、適正な調査ができました。 　次ページ「Ⅴ違反転用への適正な対応」は、１件で 1.099ha、用途は、産業廃棄物置場となっております。３番の活動実績ですが、違反転用が疑われた案件について、農政課と事務局で事情聴取を行い、指導を行いました。結果違反状態を是正し、農地法、農振法を再度認識してもらうことができました。 　Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検では、３条許可が３８件の実績がありました。 　２の農地転用に関する事務ですが、118 件です。 内訳は４条許可が７件、５条許可が 111 件となります。 　次に、７ページ目の３番の「農地所有適格法人からの報告への対応」についてですが、令和３年度における報告対象法人数は２５法人で、うち４法人が未提出でありますが、今後催告予定です。 　４情報の提供等、及び次ページのⅧ事務の実施状況の公表は実績に基づき記載してありますので、資料のとおりです。 　説明については以上でございますが、本活動計画の点検評価（案）については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることになりますので、よろしくお願いいたします。 　以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

１６番	小林	報告義務がある農地所有適格法人からの報告について４法人が未提出とのことですが、以前より１法人から提出されていないと聞いていましたが、今は提出されているのですか。
事務局	大山	その１法人からは、現在も提出されておりません。法人自体の所在が不明であり、この法人は土地所有者と、農業経営基盤強化促進法の賃貸借契約を締結しております。農地を貸している方から事務局が相談を受けており、県と相談しながら対応策を考えていたのですが、契約を解除する場合、通常は合意解約するのですが、相手が不在であったり賃借料未払いの場合等は、農地法第 18 条により農業委員会の許可で一方的に解約できるという対応策も見つかったので、所有者と連絡を取り、許可で対応出来れば良いと思っています。所有者の方には事務局と連携をとりながら進めていきたいという説明をしました。その後、所有者の方から連絡が無いので話は進んでいないのですが、方法については少し希望が見えました。
議長	齋藤	その他質問意見等ございますか。 無いようですので、採決に入ります。 議案第８号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第８号は、原案どおり承認されました。 次に、議案第９号「令和４年度最適化活動の目標の設定について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	大山	それでは説明いたします。 議案第８号と同様、改正農業委員会法第 37 条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。 なお、令和４年度より最適化活動をより徹底するよう国が方針を打ち出し様式が前年度より変更となっております。 それでは、「議案第９号　令和４年度最適化活動の目標の設定等

（案）について」を御説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。
１農業委員会の状況は、令和４年４月１日現在で作成しており、資料のとおりです。次ページⅡ最適化活動の目標をご覧ください。国からの通知により、本年度以降農業委員会は、最適化活動における成果目標として３つ、活動目標として３つの項目について制定することとされました。
　最初に成果目標についてです。1つ目としては、農地の集積に関すること、2つ目は、遊休農地の解消、3つ目として新規参入の促進です。
　まず、(1）農地の集積②目標にあるとおり令和3年度の集積率は60.99％で、4月現在管内の農地面積は5250ｈａですので、段階的な目標として、今年度の担い手への集積率を65％とし、目標の集積面積を3412haと設定しました。活動計画として、市農政課と連携し、広報誌やチラシにより機構集積協力金の概要などについて周知することを予定する一方で、あっせんの申出があった場合は、速やかに担当農業委員を指名し、耕作者発掘に努めます。
　次に（２）遊休農地の解消目標として、令和3年度農地パトロールの結果は緑区分3.8haであったことから解消目標は0.8haと設定しました。
　続いて(3）新規参入の促進ですが、権利移動面積を過去3年の面積の平均をとり1割以上を記入することとされているため、23.6haと設定しました。
続きまして、活動目標についてです。
活動目標の設定は、１つ目は推進委員等が最適化活動を行う日数、2つ目は、活動強化月間の設定、３つ目は新規参入相談会への参加の３つとなっております。
２最適化活動の活動目標(1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、それぞれ、月に6日と設定し（２）活動強化月間は3か月以上記載することとされているため8月～9月遊休農地の解消に関する補助金の周知を行い、10月農地の集積として、出して・受けての意向の把握に努めるという目標を設定しました。
(3）新規参入座談会への参加目標ですが、各市町で現在相談会等を実施しているところはほとんどないため、どの市町でも目標の設定に苦慮しているところです。このため、今後栃木県や、農業会議等が日時を設定し、開催することも検討しているようでありますので、目標設定は開催場所を宇都宮市として内容は、新規就農を検討している方へのさくら市内での農業に関する情報提供、相

		談としました。 説明については以上でございますが、本（案）については、議案第８号の点検評価（案）と同様、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることなりますので、よろしくお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
７番	小管	農地の集積に関してですが、Ⅱ最適化活動の目標　１最適化活動の成果目標　（１）農地の集積　①現状及び課題　※２「農地の集積」は経営局長通知の別表１に掲げる者への農地の集積をいう。となっていますが、別表１に掲げる者とは誰ですか。
事務局	大山	経営局長通知とは、農林水産省経営局長通知の別表１として、次にいずれかの者をいいます。１　認定農業者、２　新規就農者、３　基本構想水準到達者　４　集落営農経営　の４つの形態が掲げられています。
議長	齋藤	その他質問意見等ございますか。 無いようですので、採決に入ります。 議案第９号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第９号は、原案どおり承認されました。 次に、報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」番号１番から番号１１番、報告第２号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」番号１番から番号３番はお目通しを願います。 これで本日の議題はすべて終了いたしました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会５月定例総会を閉会いたします。 （午後３時５２分）